

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

## 条 例

- 秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(第20号) ..... 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例(第21号) ..... 2
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第22号) ..... 9
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(第23号) ..... 10
- 秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例(第24号) ..... 11
- 秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
(第25号) ..... 11
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及  
び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定め  
る条例(第26号) ..... 11
- 秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(第  
27号) ..... 13
- 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例  
(第28号) ..... 14

## 規 則

- 秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設  
負担金徴収規則の一部を改正する規則(第29号) ..... 14
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改  
正する規則(第30号) ..... 15
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部を改  
正する規則(第31号) ..... 18

## 選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
(第1号) ..... 18

## 上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令(第3号)  
..... 18

## 告 示

- 都市計画の決定について(第142号) ..... 19
- 都市計画の決定について(第143号) ..... 19
- 出納員等への委任等について(第144号) ..... 19
- 出納員等への委任等について(第145号) ..... 19
- 専決処分した予算およびその要領について(第146号) ..... 19
- 平成20年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算および  
その要領について(第147号) ..... 20
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について(第148

- 号) ..... 22
- 市道路線の廃止について(第149号) ..... 22
- 市道路線の認定について(第150号) ..... 22
- 市道路線の区域決定および供用開始について(第151号) ..... 23
- 納税通知書の公示送達について(第152号) ..... 24
- 放置自転車等の撤去および保管について(第153号) ..... 24
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第154号) ..... 24
- 納税通知書の公示送達について(第155号) ..... 24
- 農業委員会の招集について(第156号) ..... 24
- 功労者名簿への登録について(第157号) ..... 24
- 表彰した者の氏名および事績の概要について(第158号) ..... 25
- 自転車等放置規制区域の変更について(第159号) ..... 26
- 放置自転車等の撤去および保管について(第160号) ..... 26

## 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について(第10号) ..... 27

## 選 管 告 示

- 平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ  
る当選した者の氏名および住所について(第32号) ..... 27
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における期日前投票所について(第33号) ..... 27
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者の選  
任について(第34号) ..... 27
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における投票所について(第35号) ..... 27
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における投票所の開閉時刻の繰り上げおよび繰り下げについて  
(第36号) ..... 28
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における投票管理者およびその職務を代理すべき者について  
(第37号) ..... 28
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における開票の場所および日時について(第38号) ..... 28
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における開票管理者およびその職務を代理すべき者について  
(第39号) ..... 28
- 平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙  
における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時  
について(第40号) ..... 28

## 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について(第9号) ..... 28
- 平成20年7月22日開催の秋田市農業委員会総会において互選さ

れた会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について（第10号）……………28

### 上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の指定について（第49号）……………29
- 指定給水装置工事業者の指定について（第50号）……………29
- 指定排水設備工事業者の指定について（第51号）……………29
- 指定排水設備工事業者の指定について（第52号）……………29
- 指定排水設備工事業者の指定について（第53号）……………29
- 指定排水設備工事業者の指定について（第54号）……………29
- 指定排水設備工事業者の指定について（第55号）……………29

### 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………30
- 電気通信事業者の公募について……………31
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について……………32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………35
- 一般競争入札の執行について……………36
- 入札参加希望者の公募について……………37
- 入札参加希望者の公募について……………38
- 開発行為に関する工事の完了について……………38
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………39
- 建築基準法による道路の指定について……………39
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………39
- 農用地利用集積計画の策定について……………39
- 入札参加希望者の公募について……………39
- 都市公園の区域の変更について……………40
- 御所野ニュータウン北第五地区土地区画整理事業の換地処分について……………40
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………40
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………41
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………41
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 建築基準法による道路の指定について……………42

### 上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………43
- 入札参加希望者の公募について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 入札参加希望者の公募について……………46

## 条 例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第20号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「又は介護休暇」を「もしくは介護休暇」に改め、「承認」の次に「又は組合休暇（当該職員が管理者の許可を得て労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇をいう。）の許可」を加える。

附 則

この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第21号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条中「この条において同じ。）」の次に「、第33条の 5 の 4 第 1 項（第33条の 5 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 1 号中「第33条の 4 の 5」の次に「、第33条の 5 の 4 第 1 項」を加える。

第26条第 3 項および第 5 項中「第27条の 7」を「第27条の 8」に改める。

第27条の 2 中「、寄附金控除額」を削る。

第27条の 7 第 1 項中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条第 3 項中「第37条の 3」を「第37条の 4」に改め、同条を第27条の 8 とする。

第27条の 6 中「外国の所得税等」を「法第314条の 8 に規定する外国の所得税等」に、「第314条の 7」を「第314条の 8」に、「前条」を「前 2 条」に改め、同条を第27条の 7 とし、第27条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（寄附金税額控除）

第27条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の 3 および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第 2 項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第 7 条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第27条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第27条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 195万円以下の金額           | 100分の85 |
| 195万円を超え330万円以下の金額   | 100分の80 |
| 330万円を超え695万円以下の金額   | 100分の70 |
| 695万円を超え900万円以下の金額   | 100分の67 |
| 900万円を超え1,800万円以下の金額 | 100分の57 |
| 1,800万円を超える金額        | 100分の50 |

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が第27条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）および同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（アおよびイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第29条の2第1項ただし書中「、医療費控除額もしくは寄附金控除額」を「もしくは医療費控除額」に、「もしくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「もしくは第27条の6の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第3項中「、医療費控除額もしくは寄附金控除額」を「もしくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第5項中「給与所得に」を「給与所得もしくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第30条の2第1項中「第33条の2」の次に「、第33条の5の2第1項もしくは第2項、第33条の5の5」を加え、同条第2項中

「及び」を「および」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第32条の2中「第33条の5第1項」の次に「又は第33条の5の6第1項」を加え、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額ならびに法第321条の7の4第1項の年金所得に係る特別徴収税額および法第321条の7の8第1項の年金所得に係る仮特別徴収税額」に改める。

第33条の2の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「本条」を「この条」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項および第3項中「給与所得以外」を「給与所得および公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第4項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に、「申し出」を「申出」に改める。

第33条の3の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第33条の4の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改める。

第33条の4の2の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第33条の5の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「個人の市民税を」を「給与所得に係る特別徴収税額を」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第33条の5の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得および公的年金等に係る

所得以外の所得がある場合（第33条の2第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第33条の5の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第33条の5の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

- 2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第33条の5の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第33条の5の2第1項の規定の適用がある場合における同項および同条第2項ならびに第33条の5の3および前条の規定の適用にあっては、第33条の5の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

- 3 第33条の5の3および前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の5の3中「（同条第2項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第1項および第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第35条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益社団法人および公益財団法人

第35条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第37条第5項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業および同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改める。

第42条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人もしくは公益財団法人」に改める。

第80条第2項中「民法」を「民法（明治29年法律第89号）」に、「若しくは」を「もしくは」に改める。

第122条の2第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改める。

附則第 5 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第 5 条の 4 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第 3 項後段(同条第 6 項から第 9 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第 6 条第 3 項中「第27条の 7 第 1 項」を「第27条の 8 第 1 項」に、「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

附則第 6 条の 4 第 3 項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第 6 条の 5 第 2 項中「第27条の 7 第 1 項」を「第27条の 7 および第27条の 8 第 1 項」に、「同項」を「第27条の 7」に、「前 2 条」を「前 2 条ならびに附則第 6 条の 5 第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条」に改める。

附則第 6 条の 5 の 3 第 2 項中「第27条の 7 第 1 項」を「第27条の 7 および第27条の 8 第 1 項」に、「同項」を「第27条の 7」に、「前 2 条」を「前 2 条ならびに附則第 6 条の 5 の 3 第 1 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条」に改め、同条第 3 項中「申告書」を「市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合( )」の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 6 条の 5 の 4 第27条の 6 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第 2 項第 2 号もしくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の 2 第 1 項、附則第16条第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第21条第 1 項、附則第22条第 1 項又は附則第23条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第27条の 6 第 2 項に規定する特例控除額は、同項第 2 号および第 3 号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の 5 分の 3 に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第27条の 3 および第27条の 5 の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 第27条の 3 第 2 項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の 5 分の 1 に相当する金額について、第27条の 6 第 2 項第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第27条の 3 第 2 項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第27条の 6 第 2 項第 1

号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について附則第16条第 1 項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(4) 前年中の所得について附則第21条第 1 項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について附則第15条の 2 第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第22条第 1 項又は附則第23条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第 6 条の 6 第 1 項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「である場合」を「(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第 2 項中「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に、「第27条の 6、附則第 6 条の 5 第 1 項および前条第 1 項の規定にかかわらず」を「から第27条の 7 まで、附則第 6 条の 5 第 1 項、附則第 6 条の 5 の 3 第 1 項および前条の規定にかかわらず」に改め、同項第 2 号中「第27条の 6、附則第 6 条の 5 第 1 項および前条第 1 項の規定により」を「から第27条の 7 まで、附則第 6 条の 5 第 1 項、附則第 6 条の 5 の 3 第 1 項および前条の規定により」に改め、同条第 3 項中「第27条の 7 第 1 項」を「第27条の 8 第 1 項」に、「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

附則第15条の次に次の 1 条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の 2 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等(以下この項および次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第 4 項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第 1 項および第 2 項ならびに第27条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第27条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第 6 条の 5 第 1 項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第26条第 1 項および第 2 項ならびに第27条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第27条の 5 から第27条の 7 まで、第27条の 8 第 1 項、附則

第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「、「所得割」を「「所得割」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第18条第3項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「、「所得割」を「「所得割」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第21条第5項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および

附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第22条第1項中「および附則第22条の3」を削り、同条第2項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第22条の2第2項中「特定管理口座」の次に「に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は特定管理口座」を加える。

附則第22条の3を次のように改める。

第22条の3 削除

附則第22条の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算および」を加え、同条第4項中「第1項の規定の」を「第4項の規定の」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第22条の5第3項」を「附則第22条の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第22条の5第1項」を「附則第22条の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「第3項に」を「第6項に」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「および附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第15条の2第1項および第2項ならびに附則第22条第1項の規定の適用については、附則第15条の2第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第22条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第22条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第22条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第22条の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項および次項において「上場株式等に係る譲渡

損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第26条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第15条の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(附則第22条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第22条の5を附則第22条の6とし、附則第22条の4の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)  
第22条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条および次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第26条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第23条の2第2項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「、「所得割」を「「所得割」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第23条の4第2項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「、「所得割」を「「所得割」に、「とする」を「と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」および「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第2号中「、第27条の6、第27条の7第1項」を「から第27条の7まで、第27条の8第1項」に、「および附則第6条の5の3第1項」を「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」に、「これらの規定」を「第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に、「第27条の7第1項中」を「第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第27条の8第1項中」に改め、同条第6項中「第27条の7」を「第27条の8」に、「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第23条の5第2項中「医療費控除額」を「もしくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額もしくは社会保険料控除額」に改める。

附則に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第24条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第42条の規定の適用については、同条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人もしくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第42条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第42条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条および第122条の2の改正規定ならびに附則第6条の5の3第3項の改正規定ならびに次項の規定 公布の日
- (2) 第35条、第42条および第80条の改正規定ならびに附則に1

条を加える改正規定ならびに附則第23項の規定 平成20年12月1日

(3) 附則第23条の4第3項の改正規定ならびに附則第21項および第22項の規定 平成21年1月1日

(4) 附則第6条の6第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改める部分に限る。）、附則第15条の次に1条を加える改正規定、附則第22条の5の改正規定、同条を附則第22条の6とする改正規定および附則第22条の4の次に1条を加える改正規定ならびに附則第7項から第15項までの規定 平成22年1月1日

(5) 附則第22条第1項および第22条の3の改正規定ならびに附則第16項から第20項までの規定 平成22年4月1日（個人の市民税に関する経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の5の3第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条の5の2から第33条の5の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第27条の6および附則第6条の5の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第27条の6第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

5 新条例附則第5条の4の規定は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

6 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第6条の5の4の規定の適用については、同条中「附則第15条の2第1項、附則第16条第1項」とあるのは「附則第16条第1項」と、同条第5号中「附則第15条の2第1項、附則第18条第1項」とあるのは「附則第18条第1項」とする。

7 新条例附則第6条の6第1項および第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条の6第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

8 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第15条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1万8,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

9 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第15条の2

第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第15条の2第1項」とあるのは、「附則第15条の2第1項（秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年秋田市条例第21号）附則第8項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

10 新条例附則第22条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における附則第8項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第22条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第15条の2第1項前段の規定により」とする。

11 新条例附則第22条の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項および附則第14項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

12 市民税の所得割の納税義務者が新条例第26条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（附則第14項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第22条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項および附則第14項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第15条の2第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項および附則第14項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項および附則第14項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

13 新条例附則第22条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第22条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

14 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第22条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第22条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第26条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額  
当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額  
当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 15 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第22条の6第5項の規定の適用については、同項中「ならびに附則第22条第1項の規定の適用について」とあるのは、「附則第22条第1項ならびに附則第22条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第22条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第22条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」
- 16 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日前行った旧条例附則第22条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 17 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第22条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得および雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第22条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第22条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第22条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合  
当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合  
次に掲げる金額の合計額  
ア 9万円  
イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 18 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第22条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年秋田市条例第21号）附則第17項に規定する上場株式等に係る

- 譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- 19 新条例附則第22条の6第4項の規定の適用がある場合における附則第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第22条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
- 20 新条例附則第23条第3項の規定の適用がある場合における附則第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第23条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
- 21 新条例附則第23条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第23条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 22 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第23条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 23 新条例第42条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第22号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「、第10条の2第1項」を「もしくは第10条の2第1項」に、「又は第126条」を「もしくは第126条」に、「又は抄本」を「もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」に、「戸籍の謄抄本交付手数料」を「戸籍の謄抄本等交付手数料」に改め、同表第3号中「又は同法」を「もしくは同法」に、「又は抄本」を「もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」に、「除かれた戸籍の謄抄本交付手数料」を「除かれた戸籍の謄抄本等交付手数料」に改め、同表第7号中「および第5号」を「、第5号および第6号」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第23号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削る。

第 8 条第 1 項中「保険税」を「普通徴収によって徴収する保険税」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（徴収の方法）

第 8 条 保険税は、第11条、第15条および第16条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第10条第 1 項中「次条第 1 項」を「第18条第 1 項」に、「本条」を「この条」に改める。

第16条を第24条とし、第15条を第23条とし、第14条の 2 を第22条とし、第12条から第14条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第11条第 1 項第 1 号イおよび第 2 号イ中「次の」を「次に掲げる世帯の」に改め、同条を第18条とし、第10条の次に次の 7 条を加える。

（特別徴収）

第11条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の 2 第 1 項および第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の 4 月 2 日から 8 月 1 日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第12条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第13条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第14条 年金保険者が市長から法第718条の 5 第 1 項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第15条 当該年度の初日の属する年の前年の10月 1 日からその翌年の 3 月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の

際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第16条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、法第718条の 8 第 2 項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないことと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第11条第 2 項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の 8 月 2 日から10月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から 9 月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月 2 日から12月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月 2 日からその翌年の 2 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 8 月 1 日から 9 月30日までの間（普通徴収税額への繰入れ）

第17条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以降において到来する第 9 条第 1 項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以降に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の 2 の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

附則第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 9 項および第11項から第13項までの規定中「第11条第 1 項」を「第18条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則

第4項および第5項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後の秋田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第16条の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

（経過措置）

4 平成20年10月1日において、平成20年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第16条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第706条第2項に規定する老齢等年金給付（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成21年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する世帯主を除く。以下「特別徴収対象国保被保険者」という。）について、平成21年4月1日から同年9月30日までの間において新法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付（次項において「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象国保被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(1) 災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると市長が認める場合

(2) 当該世帯主の老齢等年金給付の年額（当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の31に規定する額をいう。次号において同じ。）が18万円未満である場合その他の当該世帯主が市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合

(3) 当該世帯主が市の行う介護保険の介護保険法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者である場合であって、当該世帯主に係るアおよびイに掲げる額の合計額が老齢等年金給付の年額を6で除して得た額の2分の1に相当する額を超えるとき。

ア この項の規定により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとして、次項の規定を適用して算定した支払回数割保険税額の見込額

イ 介護保険法第135条第3項又は第140条第1項もしくは第2項に規定する支払回数割保険料額の見込額又は支払回数割保険料額に相当する額

(4) 当該世帯主の属する世帯に65歳未満の国民健康保険の被保険者が属する場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、当該世帯主に係る国民健康保険税の普通徴収の方法による納付の実績等を考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市長が認める場合

5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象国

保被保険者に対して課する平成20年度分の国民健康保険税額に相当する額として平成20年度分の国民健康保険税額を12（当該国民健康保険税の納税義務が同年度の初日後に発生した場合においては、その発生した日の属する月から同年度の3月までの月数とする。）で除して得た額に12を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を当該特別徴収対象国保被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成21年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第24号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市岩見三内保育所の項中「90人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第25号

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「被保護者」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第26号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）

第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法の例による。  
(適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割

合)

第3条 この条例を適用する区域および当該区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

| 区 域                            | 区 域 の 範 囲 |                                                                  | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|--------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------|
| 専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域 | 秋田湾産業新拠点  | 飯島字古道下川端219番地1、220番地1、220番地4、221番地、224番地1、224番地4、225番地1および225番地2 | 100分の3以上         | 100分の3以上           |
|                                | 飯島地区      | 飯島字砂田1番地1から1番地3まで、飯島字穀丁大谷地1番地3および土崎港相染町字西山根11番地11                |                  |                    |
|                                | 茨島地区      | 茨島3丁目14番1号、14番2号、14番4号から14番7号まで、14番11号から14番23号まで、14番25号および14番26号 |                  |                    |

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日において現に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.03 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.03 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.03S - G_1 > 0$  のときは

$G \geq 0.03S - G_1$  とし、 $0.03S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

これらの式において、G、P、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、Sおよび $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.03 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.03 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.03S - E_1 > 0$  のときは

$E \geq 0.03S - E_1$  とし、 $0.03S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

これらの式において、E、P、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、Sおよび $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.03 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.03 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.03S - G_1 > 0$  のときは

$G \geq 0.03S - G_1$  とし、 $0.03S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

これらの式において、G、n、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、Sおよび $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以

外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.03 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.03 - \frac{E_0}{S}) > 0.03S - E_1 > 0$  のとき

きは  $E \geq 0.03S - E_1$  とし、 $0.03S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

これらの式において、E、n、P<sub>j</sub>、 $\gamma_j$ 、E<sub>0</sub>、SおよびE<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$  j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第27号

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、別表左欄に掲げる特別用途地区の区域に適用する。

（特別用途地区内の建築制限）

第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、秋田市建築審査会の意

見を求めるものとする。ただし、同項ただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、次に掲げる要件に該当する場合に限る。）について許可をする場合においては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が前項ただし書の規定による許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、前項ただし書の規定による許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画ならびに意見の聴取の期日および場所を期日の3日前までに公告するものとする。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）および建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに法第53条の規定ならびに秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）第5条第1項および第6条第1項の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（政令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。以下同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者（両罰規定）

第8条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その

他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

| 特別用途地区          | 建築してはならない建築物                                                                                                                                       |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模集客施設<br>制限地区 | 劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの |

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第28号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立秋田北中学校、金足東小学校共同調理場の項中「秋田市立秋田北中学校、金足東小学校共同調理場」を「秋田市立秋田北中学校、下新城小学校、金足東小学校共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 8 月25日から施行する。

## 規 則

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第29号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正）

第1条 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表Dの項中「16,800円」を「8,400円」に改め、同表の備考の1中「および同法附則第5条第3項」を「ならびに同法附則第5条第3項および第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(2)中「および第2項」を「から第3項まで」に、「ならびに」を「および」に改める。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第2条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

|                              |
|------------------------------|
| 30,000円以下                    |
| 30,001円以上<br>80,000円以下       |
| 80,001円以上<br>140,000円以下      |
| 140,001円以上<br>280,000円以下     |
| 280,001円以上<br>500,000円以下     |
| 500,001円以上<br>800,000円以下     |
| 800,001円以上<br>1,160,000円以下   |
| 1,160,001円以上<br>1,650,000円以下 |
| 1,650,001円以上<br>2,260,000円以下 |
| 2,260,001円以上<br>3,000,000円以下 |
| 3,000,001円以上<br>3,960,000円以下 |
| 3,960,001円以上<br>5,030,000円以下 |
| 5,030,001円以上<br>6,270,000円以下 |
| 6,270,001円以上                 |

を

|                              |
|------------------------------|
| 15,000円以下                    |
| 15,001円以上<br>40,000円以下       |
| 40,001円以上<br>70,000円以下       |
| 70,001円以上<br>183,000円以下      |
| 183,001円以上<br>403,000円以下     |
| 403,001円以上<br>703,000円以下     |
| 703,001円以上<br>1,078,000円以下   |
| 1,078,001円以上<br>1,632,000円以下 |
| 1,632,001円以上<br>2,303,000円以下 |
| 2,303,001円以上<br>3,117,000円以下 |
| 3,117,001円以上<br>4,173,000円以下 |
| 4,173,001円以上<br>5,334,000円以下 |
| 5,334,001円以上<br>6,674,000円以下 |
| 6,674,001円以上                 |

に改め、同表

の備考の1中「および同法附則第5条第3項」を「ならびに同法附則第5条第3項および第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(2)中「および第2項」を「から第3項まで」に、「ならびに」を「および」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第1条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則（以下「新助産施設負担金徴収規則」という。）別表（同表の備考の1および備考の2の規定を除く。）の規定は、平成20年7月分の措置に要する費用から適用し、同年6月分までの措置に要する費用については、なお従前の例による。
- 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の1の規定は、平成20年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成19年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。  
（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第2条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（以下「新母子生活支援施設負担金徴収規則」という。）別表（同表の備考の1および備考の2の規定を除く。）の規定

は、平成20年 7 月分の措置に要する費用から適用し、同年 6 月分までの措置に要する費用については、なお従前の例による。

6 新母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の 1 の規定は、平成20年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成19年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

7 新母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の 2 の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

# 秋田市規則第30号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「(以下「被保護者」を「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。))を受けている者(以下「被保護者等」に改め、同表中

|   |    |              |                                          |    |
|---|----|--------------|------------------------------------------|----|
| 「 | 40 | 1,500,001円以上 | (対象収入額－150万円)×0.9÷12月+81,000円(100円未満切捨て) | 」を |
| 「 | 40 | 1,500,001円以上 | (対象収入額－150万円)×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て) | 」に |

改める。

別表第 2 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分(1月分から6月分までにあつては、前々年分)の所得税額の年額区分  
 30,000円以下  
 30,001円以上80,000円以下  
 80,001円以上140,000円以下  
 140,001円以上280,000円以下  
 280,001円以上500,000円以下  
 500,001円以上800,000円以下  
 800,001円以上1,160,000円以下  
 1,160,001円以上1,650,000円以下  
 1,650,001円以上2,260,000円以下  
 2,260,001円以上3,000,000円以下  
 3,000,001円以上3,960,000円以下  
 3,960,001円以上5,030,000円以下  
 5,030,001円以上6,270,000円以下  
 6,270,001円以上

を

5,334,001円以上6,674,000円以下  
 6,674,001円以上

改め、同表の備考の 4 中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第 8 号)」を削り、同表の備考の 4 の(2)中「および第 2 項ならびに第41条の 2」を「から第 3 項まで、第41条の 2、第41条の19の 2 第 1 項および第41条の19の 3 第 1 項」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「被保護者」を「被保護者等」に改める。

別表第 4 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分(1月分から6月分までにあつては、前々年分)の所得税額の年額区分  
 30,000円以下  
 30,001円以上80,000円以下  
 80,001円以上140,000円以下  
 140,001円以上280,000円以下  
 280,001円以上500,000円以下  
 500,001円以上800,000円以下  
 800,001円以上1,160,000円以下  
 1,160,001円以上1,650,000円以下  
 1,650,001円以上2,260,000円以下  
 2,260,001円以上3,000,000円以下  
 3,000,001円以上3,960,000円以下  
 3,960,001円以上5,030,000円以下  
 5,030,001円以上6,270,000円以下  
 6,270,001円以上

を

前年分(1月分から6月分までにあつては、前々年分)の所得税額の年額区分  
 15,000円以下  
 15,001円以上40,000円以下  
 40,001円以上70,000円以下  
 70,001円以上183,000円以下  
 183,001円以上403,000円以下  
 403,001円以上703,000円以下  
 703,001円以上1,078,000円以下  
 1,078,001円以上1,632,000円以下  
 1,632,001円以上2,303,000円以下  
 2,303,001円以上3,117,000円以下  
 3,117,001円以上4,173,000円以下  
 4,173,001円以上5,334,000円以下

に

前年分(1月分から6月分までにあつては、前々年分)の所得税額の年額区分  
 15,000円以下  
 15,001円以上40,000円以下  
 40,001円以上70,000円以下  
 70,001円以上183,000円以下

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 183,001円以上403,000円以下     | に |
| 403,001円以上703,000円以下     |   |
| 703,001円以上1,078,000円以下   |   |
| 1,078,001円以上1,632,000円以下 |   |
| 1,632,001円以上2,303,000円以下 |   |
| 2,303,001円以上3,117,000円以下 |   |
| 3,117,001円以上4,173,000円以下 |   |
| 4,173,001円以上5,334,000円以下 |   |
| 5,334,001円以上6,674,000円以下 |   |
| 6,674,001円以下             |   |

改める。

別表第 5 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

| 前年分（1 月分から<br>6 月分までにあつて<br>は、前々年分）の所<br>得税額の年額区分 | 前年分（1 月分から<br>6 月分までにあつて<br>は、前々年分）の所<br>得税額の年額区分 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 30,000円以下                                         | 15,000円以下                                         |
| 30,001円以上<br>80,000円以下                            | 15,001円以上<br>40,000円以下                            |
| 80,001円以上<br>140,000円以下                           | 40,001円以上<br>70,000円以下                            |
| 140,001円以上<br>280,000円以下                          | 70,001円以上<br>183,000円以下                           |
| 280,001円以上<br>500,000円以下                          | 183,001円以上<br>403,000円以下                          |
| 500,001円以上<br>800,000円以下                          | 403,001円以上<br>703,000円以下                          |

|                              |   |                              |    |
|------------------------------|---|------------------------------|----|
| 800,001円以上<br>1,160,000円以下   | を | 703,001円以上<br>1,078,000円以下   | に改 |
| 1,160,001円以上<br>1,650,000円以下 |   | 1,078,001円以上<br>1,632,000円以下 |    |
| 1,650,001円以上<br>2,260,000円以下 |   | 1,632,001円以上<br>2,303,000円以下 |    |
| 2,260,001円以上<br>3,000,000円以下 |   | 2,303,001円以上<br>3,117,000円以下 |    |
| 3,000,001円以上<br>3,960,000円以下 |   | 3,117,001円以上<br>4,173,000円以下 |    |
| 3,960,001円以上<br>5,030,000円以下 |   | 4,173,001円以上<br>5,334,000円以下 |    |
| 5,030,001円以上<br>6,270,000円以下 |   | 5,334,001円以上<br>6,674,000円以下 |    |
| 6,270,001円以上                 |   | 6,674,001円以上                 |    |

める。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）  
第 2 条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和  
62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 の項中「（以下「被保護者」を「および中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に關する  
法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給  
付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立  
の支援に關する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127  
号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けて  
いる者（以下「被保護者等」に改め、同表中

|    |              |                                          |   |
|----|--------------|------------------------------------------|---|
| 40 | 1,500,001円以上 | （対象収入額－150万円）×0.9÷12月＋81,000円（100円未満切捨て） | を |
| 40 | 1,500,001円以上 | （対象収入額－150万円）×0.9÷12月＋81,100円（100円未満切捨て） | に |

改める。

別表第 2 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同  
表中

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |              |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------|---|
| 前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）<br>の所得税額の年額区分<br>30,000円以下<br>30,001円以上80,000円以下<br>80,001円以上140,000円以下<br>140,001円以上280,000円以下<br>280,001円以上500,000円以下<br>500,001円以上800,000円以下<br>800,001円以上1,160,000円以下<br>1,160,001円以上1,650,000円以下<br>1,650,001円以上2,260,000円以下<br>2,260,001円以上3,000,000円以下<br>3,000,001円以上3,960,000円以下<br>3,960,001円以上5,030,000円以下<br>5,030,001円以上6,270,000円以下               | を | 6,270,001円以上 | に |
| 前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）<br>の所得税額の年額区分<br>15,000円以下<br>15,001円以上40,000円以下<br>40,001円以上70,000円以下<br>70,001円以上183,000円以下<br>183,001円以上403,000円以下<br>403,001円以上703,000円以下<br>703,001円以上1,078,000円以下<br>1,078,001円以上1,632,000円以下<br>1,632,001円以上2,303,000円以下<br>2,303,001円以上3,117,000円以下<br>3,117,001円以上4,173,000円以下<br>4,173,001円以上5,334,000円以下<br>5,334,001円以上6,674,000円以下<br>6,674,001円以上 |   |              |   |

改め、同表の備考の 4 中

「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第 8 号）」を削り、同表の備考の 4 の(2)中「および第 2 項ならびに第41条の 2」を「から第 3 項まで、第41条の 2、第41条の19の 2 第 1 項および第41条の19の 3 第 1 項」に改める。

別表第 3 1 の項中「被保護者」を「被保護者等」に改める。

別表第 4 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分  
30,000円以下  
30,001円以上80,000円以下  
80,001円以上140,000円以下  
140,001円以上280,000円以下  
280,001円以上500,000円以下  
500,001円以上800,000円以下  
800,001円以上1,160,000円以下  
1,160,001円以上1,650,000円以下  
1,650,001円以上2,260,000円以下  
2,260,001円以上3,000,000円以下  
3,000,001円以上3,960,000円以下  
3,960,001円以上5,030,000円以下  
5,030,001円以上6,270,000円以下  
6,270,001円以上

を

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分  
15,000円以下  
15,001円以上40,000円以下  
40,001円以上70,000円以下  
70,001円以上183,000円以下  
183,001円以上403,000円以下  
403,001円以上703,000円以下  
703,001円以上1,078,000円以下  
1,078,001円以上1,632,000円以下  
1,632,001円以上2,303,000円以下  
2,303,001円以上3,117,000円以下  
3,117,001円以上4,173,000円以下  
4,173,001円以上5,334,000円以下  
5,334,001円以上6,674,000円以下  
6,674,001円以上

に

改める。

別表第 5 A の項中「被保護者」を「被保護者等」に改め、同表中

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分  
30,000円以下  
30,001円以上  
80,000円以下

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額の年額区分  
15,000円以下  
15,001円以上  
40,000円以下

|              |
|--------------|
| 80,001円以上    |
| 140,000円以下   |
| 140,001円以上   |
| 280,000円以下   |
| 280,001円以上   |
| 500,000円以下   |
| 500,001円以上   |
| 800,000円以下   |
| 800,001円以上   |
| 1,160,000円以下 |
| 1,160,001円以上 |
| 1,650,000円以下 |
| 1,650,001円以上 |
| 2,260,000円以下 |
| 2,260,001円以上 |
| 3,000,000円以下 |
| 3,000,001円以上 |
| 3,960,000円以下 |
| 3,960,001円以上 |
| 5,030,000円以下 |
| 5,030,001円以上 |
| 6,270,000円以下 |
| 6,270,001円以上 |

を

|              |
|--------------|
| 40,001円以上    |
| 70,000円以下    |
| 70,001円以上    |
| 183,000円以下   |
| 183,001円以上   |
| 403,000円以下   |
| 403,001円以上   |
| 703,000円以下   |
| 703,001円以上   |
| 1,078,000円以下 |
| 1,078,001円以上 |
| 1,632,000円以下 |
| 1,632,001円以上 |
| 2,303,000円以下 |
| 2,303,001円以上 |
| 3,117,000円以下 |
| 3,117,001円以上 |
| 4,173,000円以下 |
| 4,173,001円以上 |
| 5,334,000円以下 |
| 5,334,001円以上 |
| 6,674,000円以下 |
| 6,674,001円以上 |

に改

める。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第 3 条 秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分  
30,000円以下  
30,001円以上  
80,000円以下  
80,001円以上  
140,000円以下  
140,001円以上  
280,000円以下  
280,001円以上  
500,000円以下  
500,001円以上  
800,000円以下  
800,001円以上  
1,160,000円以下  
1,160,001円以上  
1,650,000円以下  
1,650,001円以上  
2,260,000円以下

を

前年分（1 月分から 6 月分までにあつては、前々年分）の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分  
15,000円以下  
15,001円以上  
40,000円以下  
40,001円以上  
70,000円以下  
70,001円以上  
183,000円以下  
183,001円以上  
403,000円以下  
403,001円以上  
703,000円以下  
703,001円以上  
1,078,000円以下  
1,078,001円以上  
1,632,000円以下  
1,632,001円以上  
2,303,000円以下

に改

|                              |
|------------------------------|
| 2,260,001円以上<br>3,000,000円以下 |
| 3,000,001円以上<br>3,960,000円以下 |
| 3,960,001円以上<br>5,030,000円以下 |
| 5,030,001円以上<br>6,270,000円以下 |
| 6,270,001円以上                 |

|                              |
|------------------------------|
| 2,303,001円以上<br>3,117,000円以下 |
| 3,117,001円以上<br>4,173,000円以下 |
| 4,173,001円以上<br>5,334,000円以下 |
| 5,334,001円以上<br>6,674,000円以下 |
| 6,674,001円以上                 |

める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(以下「新身体障害者福祉法費用徴収規則」という。)別表第2(同表Aの項および同表の備考の4の規定を除く。)、別表第4(同表Aの項の規定を除く。)および別表第5(同表Aの項の規定を除く。)の規定は、平成20年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。
- 新身体障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4、別表第4の備考の4および別表第5の備考の5の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る費用の月額又は額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る費用の月額又は額の算定については、なお従前の例による。  
(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(以下「新知的障害者福祉法費用徴収規則」という。)別表第2(同表Aの項および同表の備考の4の規定を除く。)、別表第4(同表Aの項の規定を除く。)および別表第5(同表Aの項の規定を除く。)の規定は、平成20年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。
- 新知的障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4、別表第4の備考の4および別表第5の備考の6の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る費用の月額又は額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る費用の月額又は額の算定については、なお従前の例による。  
(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、平成20年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第31号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則の一部

を改正する規則

市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則(昭和30年秋田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「毎月を前期(1日から15日まで)、後期(16日から末日まで)の2期に区分し、前期分についてはその月の27日までに、後期分については」を「1月分ごとに、当該月の」に改め、同号ただし書中「場合は、退院の日に同日までの分の使用料等を」を「日の属する月の使用料等については、当該月の1日から退院する日までの分を同日に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選 管 訓 令

秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程(昭和32年秋市選管訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「檢察審査員候補者」を「檢察審査員候補者予定者」に改め、同条中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程(昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第24条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項および第2項中「登録された職員団体」又は「職員団体」とあるのは「労働組合」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

#### 2 都市計画を定める土地の区域

秋田市下新城野字琵琶沼、字街道端西、飯島字寄進田、字堀川、字平右衛門田尻、飯島川端一丁目、二丁目、三丁目、飯島道東一丁目、二丁目、三丁目、飯島鼠田一丁目、二丁目、飯島緑丘町、飯島松根西町、飯島穀丁、飯島字坂道端、字家ノ下、字砂田、字穀丁大谷地、字古道、字古道下川端、土崎港相染町字沼端、字街道下、字沖谷地、字中谷地、字大谷地、字浜ナシ山、字堂ノ後、字中島下、字大浜、土崎港北七丁目、土崎港古川町字古川添下、土崎港西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、土崎港北三丁目、飯島字大崩、字長野、寺内字將軍野、將軍野青山町、土崎港御蔵町、土崎港南一丁目、土崎港穀保町、向浜二丁目、寺内後城、寺内神屋敷、寺内字後城、字大小路、字神屋敷、字蛭根、寺内蛭根一丁目、三丁目、八橋本町六丁目、八橋南二丁目、八橋字下八橋、八橋大道東、寺内油田一丁目、三丁目、外旭川字中谷地、字小谷地、字待合、字四百刈、字松崎、字三後田、字鳥谷場、字神宮田、字堂ノ前、字野村、字田中、字在家、字八幡田、字三千刈、字水口、外旭川八柳二丁目、三丁目、泉菅野一丁目、二丁目、寺内字三千刈、字イサノ、寺内堂ノ沢一丁目、三丁目、八橋字イサノ、八橋イサノ二丁目、八橋大畑一丁目、二丁目、八橋鯨沼町、八橋大沼町、八橋新川向、八橋三和町、泉字登木、泉北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、泉中央一丁目、二丁目、泉南一丁目、保戸野千代田町、保戸野桜町、保戸野八丁、保戸野鉄砲町、高陽青柳町、高陽幸町、川尻町字大川反、山王臨海町、川尻大川町、川尻若葉町、川尻新川町、中通七丁目、東通仲町、南通宮田、旭南三丁目、茨島二丁目、五丁目、卸町一丁目、二丁目、牛島東一丁目、七丁目、牛島西一丁目、榎山城南町、榎山城南新町、仁井田露見町、仁井田栄町、仁井田新田一丁目、二丁目、仁井田本町一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、御野場二丁目、仁井田目長田三丁目、仁井田字古川向、四ツ小屋字与左エ門川原、上北手猿田字篠田台、字寺ノ沢、字中谷地、字堤ノ沢、上北手古野字台、字脇ノ田、四ツ小屋小阿地字大杉沢、御所野下堤一丁目、二丁目、三丁目、御所野元町三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、御所野湯本一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、御所野地蔵田三丁目、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、字地藏田内地

#### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

### 秋田市告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、

次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 都市計画の種類および名称

河辺都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

#### 2 都市計画を定める土地の区域

秋田市河辺北野田高屋字榊表、字雷谷地、字黒沼下堤下、河辺和田字北条ヶ崎、字和田、字下タ川原、字岡村、字下石川内地

#### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

### 秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

| 委任を受ける<br>出 納 員 | 委 任 事 務      |
|-----------------|--------------|
| 工藤喜根男           | 寄附金の収納に関する事務 |

出納員から現金取扱員への再委任

| 委 任 す る<br>出 納 員 | 委任を受ける<br>現金取扱員 | 委 任 事 務      |
|------------------|-----------------|--------------|
| 工藤喜根男            | 松橋 良子           | 寄附金の収納に関する事務 |
| 工藤喜根男            | 田森 智明           | 寄附金の収納に関する事務 |

### 秋田市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

| 委任を受ける<br>出 納 員 | 委 任 事 務      |
|-----------------|--------------|
| 菅原 真            | 寄附金の収納に関する事務 |

出納員から現金取扱員への再委任

| 委 任 す る<br>出 納 員 | 委任を受ける<br>現金取扱員 | 委 任 事 務      |
|------------------|-----------------|--------------|
| 菅原 真             | 小林 真            | 寄附金の収納に関する事務 |
| 菅原 真             | 賀陽 宏子           | 寄附金の収納に関する事務 |

### 秋田市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成20年 7 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

専決第27号

## 専 決 処 分 書

平成19年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成20年 3 月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 平成19年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成19年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（市債の補正）

第1条 市債の補正は、「第1表 市債補正」による。

第1表 市債補正

（単位：千円）

| 起 債 の 目 的     | 限 度 額     |          |           | 起債の<br>方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---------------|-----------|----------|-----------|------------|-----|-------|
|               | 補正前の額     | 補 正 額    | 計         |            |     |       |
| 総 務 費         | 203,300   | 4,600    | 207,900   |            |     |       |
| 清 掃 費         | 13,100    | △ 13,100 | 0         |            |     |       |
| 農 業 費         | 190,700   | 5,900    | 196,600   |            |     |       |
| 土 地 区 画 整 理 費 | 1,066,300 | 8,200    | 1,074,500 |            |     |       |
| 街 路 事 業 費     | 1,355,900 | 4,000    | 1,359,900 |            |     |       |
| 公 園 整 備 費     | 134,100   | 14,900   | 149,000   |            |     |       |
| 消 防 費         | 22,700    | △ 2,000  | 20,700    |            |     |       |
| 小 学 校 費       | 197,300   | △ 56,600 | 140,700   |            |     |       |
| 中 学 校 費       | 299,300   | 34,100   | 333,400   |            |     |       |
| 計             | 9,530,600 | 0        | 9,530,600 |            |     |       |

## 秋田市告示第147号

平成20年 6 月30日の「平成20年 6 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成20年 7 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,414,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款        | 項       | 補正前の額            | 補 正 額        | 計                |
|----------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 15 国庫支出金 |         | 千円<br>12,918,246 | 千円<br>32,138 | 千円<br>12,950,384 |
|          | 2 国庫補助金 | 3,135,750        | 32,138       | 3,167,888        |
| 16 県支出金  |         | 5,171,289        | 37,562       | 5,208,851        |
|          | 2 県補助金  | 2,017,784        | 37,562       | 2,055,346        |
| 20 繰越金   |         | 687,000          | 25,579       | 712,579          |

|          |       |             |         |             |
|----------|-------|-------------|---------|-------------|
|          | 1 繰越金 | 687,000     | 25,579  | 712,579     |
| 21 諸 収 入 |       | 6,028,279   | 5,000   | 6,033,279   |
|          | 5 雑入  | 1,013,510   | 5,000   | 1,018,510   |
| 22 市 債   |       | 10,602,800  | 40,000  | 10,642,800  |
|          | 1 市債  | 10,602,800  | 40,000  | 10,642,800  |
| 歳 入 合 計  |       | 113,274,000 | 140,279 | 113,414,279 |

## 歳 出

| 款        | 項           | 補正前の額            | 補 正 額       | 計                |
|----------|-------------|------------------|-------------|------------------|
| 2 総 務 費  |             | 千円<br>13,661,657 | 千円<br>5,094 | 千円<br>13,666,751 |
|          | 1 総務管理費     | 11,505,174       | 2,500       | 11,507,674       |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 410,071          | 2,594       | 412,665          |
| 3 民 生 費  |             | 32,624,317       | 8,452       | 32,632,769       |
|          | 1 社会福祉費     | 15,494,772       | 8,452       | 15,503,224       |
| 6 農林水産業費 |             | 1,825,547        | 34,233      | 1,859,780        |
|          | 1 農業費       | 1,517,798        | 1,800       | 1,519,598        |
|          | 2 林業費       | 307,749          | 32,433      | 340,182          |
| 10 教育費   |             | 11,471,525       | 92,500      | 11,564,025       |
|          | 3 中学校費      | 2,672,154        | 90,000      | 2,762,154        |
|          | 5 社会教育費     | 2,167,539        | 2,500       | 2,170,039        |
| 歳 出 合 計  |             | 113,274,000      | 140,279     | 113,414,279      |

第2表 市債補正

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額      |        |            | 起債の<br>方 法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-----------|------------|--------|------------|------------|-----|-------|
|           | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |            |     |       |
| 中 学 校 費   | 766,300    | 40,000 | 806,300    |            |     |       |
| 計         | 10,602,800 | 40,000 | 10,642,800 |            |     |       |

平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）  
 平成20年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）  
 は、次に定めるところによる。  
 （歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,123千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,090,986千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項         | 補正前の額         | 補 正 額       | 計             |
|---------|-----------|---------------|-------------|---------------|
| 4 繰 入 金 |           | 千円<br>493,558 | 千円<br>5,123 | 千円<br>498,681 |
|         | 1 一般会計繰入金 | 493,558       | 5,123       | 498,681       |
| 歳 入 合 計 |           | 3,085,863     | 5,123       | 3,090,986     |

## 歳 出

| 款       | 項     | 補正前の額        | 補 正 額       | 計            |
|---------|-------|--------------|-------------|--------------|
| 1 総 務 費 |       | 千円<br>57,834 | 千円<br>5,123 | 千円<br>62,957 |
|         | 2 徴収費 | 39,252       | 5,123       | 44,375       |
| 歳 出 合 計 |       | 3,085,863    | 5,123       | 3,090,986    |

## 秋田市告示第148号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 7 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

## 2 送達する書類

平成20年度介護保険料納入通知書  
平成20年度介護保険料督促状

## 秋田市告示第149号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 廃止路線

| 整 理 番 号   | 路 線 名           | 起 点                            | 重要な経過地 |
|-----------|-----------------|--------------------------------|--------|
|           |                 | 終 点                            |        |
| 1 0 2 6   | 秋田駅東中央線         | 手形字西谷地562番地先<br>広面字谷地田18番地先    |        |
| 2 0 7 9 6 | 千秋久保田町<br>7 号 線 | 千秋久保田町105番2地先<br>千秋久保田町110番2地先 |        |

## 2 縦覧期間

平成20年 7 月 3 日から  
平成20年 7 月16日まで

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 秋田市告示第150号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 3 日

## 1 認定路線

| 整 理 番 号   | 路 線 名                 | 起 点                                      | 重要な経過地 |
|-----------|-----------------------|------------------------------------------|--------|
|           |                       | 終 点                                      |        |
| 2 0 9 5 2 | 手形西谷地52号線             | 手形字西谷地562番地先<br>手形字中谷地313番 2 地先          |        |
| 2 0 7 9 6 | 千 秋 久 保 田 町<br>7 号 線  | 千秋久保田町 3 番34地先<br>千秋久保田町 3 番58地先         |        |
| 2 0 9 5 3 | 二 ツ 屋 二 丁 目<br>29 号 線 | 仁井田二ツ屋二丁目274番 3 地先<br>仁井田二ツ屋二丁目142番 3 地先 |        |
| 2 0 9 5 4 | 仁井田福島32号線             | 仁井田福島一丁目188番 6 地先<br>仁井田福島一丁目188番 1 地先   |        |
| 4 1 2 4 8 | 泉釜ノ町23号線              | 泉釜ノ町157番 5 地先<br>泉釜ノ町157番 2 地先           |        |
| 5 1 0 2 3 | 仁井田大野 6 号線            | 仁井田字大野291番 7 地先<br>仁井田字大野331番 3 地先       |        |
| 5 1 0 2 4 | 仁井田大野 7 号線            | 仁井田字大野332番 8 地先<br>仁井田字大野332番 7 地先       |        |
| 6 0 8 4 0 | 新屋扇町15号線              | 新屋扇町220番地先<br>新屋扇町192番 3 地先              |        |
| 8 0 4 5 4 | 谷内佐渡11号線              | 広面字谷内佐渡206番 5 地先<br>広面字川崎 6 番 3 地先       |        |

## 2 縦覧期間

平成20年 7 月 3 日から

平成20年 7 月16日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧  
に供する。

平成20年 7 月 3 日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 秋田市告示第151号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

## 1 道路の区域および供用開始の区間

| 道路の<br>種 類 | 道路の種類                 | 起 点                                      | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル)       |
|------------|-----------------------|------------------------------------------|---------------|---------------------|
|            |                       | 終 点                                      |               |                     |
| 市道         | 手形西谷地52号線             | 手形字西谷地562番地先<br>手形字中谷地313番 2 地先          | 410.00        | 31.50               |
| 市道         | 千 秋 久 保 田 町<br>7 号 線  | 千秋久保田町 3 番34地先<br>千秋久保田町 3 番58地先         | 330.00        | 13.00<br>～<br>14.00 |
| 市道         | 二 ツ 屋 二 丁 目<br>29 号 線 | 仁井田二ツ屋二丁目274番 3 地先<br>仁井田二ツ屋二丁目142番 3 地先 | 59.40         | 6.00                |
| 市道         | 仁井田福島32号線             | 仁井田福島一丁目188番 6 地先<br>仁井田福島一丁目188番 1 地先   | 53.70         | 6.00                |
| 市道         | 泉釜ノ町23号線              | 泉釜ノ町157番 5 地先<br>泉釜ノ町157番 2 地先           | 76.90         | 6.00                |
| 市道         | 仁井田大野 6 号線            | 仁井田字大野291番 7 地先<br>仁井田字大野331番 3 地先       | 172.80        | 4.00                |
| 市道         | 仁井田大野 7 号線            | 仁井田字大野332番 8 地先<br>仁井田字大野332番 7 地先       | 41.80         | 8.00                |
| 市道         | 新屋扇町15号線              | 新屋扇町220番地先<br>新屋扇町192番 3 地先              | 94.50         | 5.30<br>～<br>5.50   |
| 市道         | 谷内佐渡11号線              | 広面字谷内佐渡206番 5 地先<br>広面字川崎 6 番 3 地先       | 110.00        | 6.00                |

## 2 区域決定および供用開始の期日

平成20年 7 月 3 日

平成20年 7 月 3 日から

平成20年 7 月16日まで

## 3 縦覧期間

**秋田市告示第152号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 7 月 4 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度軽自動車税納税通知書

**秋田市告示第153号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 7 月 4 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 28台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成20年 6 月16日から平成20年 6 月30日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成20年 7 月18日から平成21年 1 月18日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035  
秋田市東通仲町 4 番 3 号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

**秋田市告示第154号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 7 月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度（賦課年度19年度）国民健康保険税督促状

**秋田市告示第155号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 7 月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度市民税・県民税納税通知書  
平成20年度市民税・県民税納税変更通知書  
平成19年度市民税・県民税納税変更通知書

**秋田市告示第156号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき、平成20年 7 月22日午後 3 時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年 7 月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 案件 会長の互選に関する件 外 4 件

**秋田市告示第157号**

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成20年 7 月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 第 480 号 佐 藤 金 正 秋田市河辺岩見字鶴養 6 番地  
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 481 号 菅 原 正 人 秋田市河辺赤平字中村54番地  
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 482 号 鈴 木 万喜夫 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地  
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 483 号 大 友 隆 俊 秋田市下浜羽川字古堂69番地の 1  
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 484 号 稲 垣 靖 秋田市河辺畑谷字中村 6 番地  
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 485 号 伊 藤 二 郎 秋田市上新城道川字家ノ下123番

## 地

長年にわたり児童福祉の増進および高齢者の介護福祉の増進に尽力するなど本市社会福祉の推進に大きく貢献した。

第 486 号 蒔 苗 昭三郎 秋田市川元開和町 2 番33号

長年にわたりスポーツの普及発展に尽力するとともに第62回国民体育大会秋田わか杉国体秋田県選手団団長を務め天皇杯皇后杯の獲得により市民に深い感動を与えるなど本市におけるスポーツの振興に大きく貢献した。

第 487 号 佐 藤 祐 司 秋田市保戸野桜町 9 番 8 号

長年にわたり管工事業の育成振興に努めるなど本市商工業の振興発展に大きく貢献した。

第 488 号 本 橋 豊 秋田市御所野元町六丁目 9 番 3 号

長年にわたり市の各種委員を歴任し公衆衛生の専門分野から本市の環境や保健衛生の各種施策の推進に寄与するなど市勢の発展に大きく貢献した。

## 秋田市告示第158号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の要は次のとおりである。

平成20年 7 月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。

中 村 ト キ  
田 代 要 治  
杓 澤 周 悦  
鈴 木 篤

長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

田 口 充  
飯 塚 明 夫  
猪 田 勉  
加 藤 博

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し、市民参知のまちづくりに貢献した。

芹 田 定 八  
金 子 昭 次  
大 窪 吉 男  
鎌 田 仁  
打 矢 春 信  
佐 藤 八重子  
小笠原 金 雄  
渡 部 泰 忠  
諸 井 喜三雄  
黒 崎 義 雄  
大 井 弘  
吉 田 金 也  
上 村 幸 悦  
小 玉 悦 夫  
五十嵐 正 弘  
北 川 政 勝  
米 沢 章  
岸 茂 紀

佐 賀 政 芳  
佐 藤 正 雄  
榎 政 良  
藤 田 米 蔵  
遠 田 順 夫  
佐々木 勲  
齊 藤 左武郎

長年にわたり消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に貢献した。

嶋 田 耕 也  
柴 田 一 宏  
仁 部 正 志  
鈴 木 玲 子  
佐 藤 育 子  
高 山 万紀子  
大 里 昌 子

長年にわたり国民健康保険運営協議会会長として国民健康保険事業の安定に貢献した。

中 川 修 一

長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

とみの会  
点訳ボランティアグループわかち会  
秋田赤十字病院ボランティアグループ

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社会福祉の向上に貢献した。

加 藤 三 夫  
井 上 文 子  
星 野 久 一  
子 吉 光 夫  
小 玉 惇  
石 川 ツ ヨ  
嵯 峨 福 雄  
高 橋 友 子  
竹 谷 禮 子  
桃 井 裕 子  
田 中 小夜子  
齊 藤 孫 司  
石 塚 義太郎  
赤 坂 マキ子  
鈴 木 ケイ子  
高 橋 房  
小野寺 敏 子  
浜 田 セチ子  
千 蒲 隆  
長 澤 勝 子  
赤 上 智恵子  
松 本 重 春  
槇 澤 暁 子  
藤 田 恵美子  
鎌 田 江美子  
佐 藤 武 義  
榎 恵美子  
柏 谷 多香子  
林 美加子

長野谷 眞知子  
筒 井 英 水  
河 口 國 男  
粕 谷 カヨ子  
稲 岡 万紀子  
小 松 友 子  
塚 田 勝 子  
沼 田 容 子  
久 我 淳 子  
根布谷 美 幸  
本 川 圭 子

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

田 口 兼五郎  
加 藤 雄 一  
菊 地 亮 也

長年にわたり文化財保護審議会委員として文化財の保護保存に尽力し本市文化の振興に貢献した。

富 樫 泰 時

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

中 村 浩 二  
渡 辺 洋 子  
小 松 啓 子  
岩 山 稜 子  
今 野 博 美  
森 本 讀 春  
田 村 眞喜子  
宮 田 富 恵  
佐 藤 鈴 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に尽力し、児童の健全育成に貢献した。

鈴 木 多津子  
梅 津 友 信  
鈴 木 啓 子  
石 井 房 子  
高 橋 祐 子  
伊 藤 妙 子  
加賀屋 知 子  
桃 井 裕 子  
高 島 葉 子  
下 間 百合子  
安 部 栄 子  
櫻 井 ト ミ  
光 山 清 子  
田 中 成 男

長年にわたり史跡や歴史文化施設における案内などのボランティア活動に精励し本市文化の振興に貢献した。

秋田城跡ボランティアガイドの会  
久保田城址歴史案内ボランティアの会

長年にわたり地域体育活動の推進に尽力し本市スポーツの普及振興に貢献した。

横 山 茂

長年にわたり勤労者の生涯スポーツ活動の推進に尽力し本市スポーツの普及振興に貢献した。

戸井田 清 和  
長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

佐 藤 良 介  
福 岡 瑠美子  
高 橋 キ ン

長年にわたり自主的な防災訓練の実施や啓発活動に尽力するとともに地域全体の自主防災組織の育成強化に取り組むなど本市地域防災の向上に貢献した。

野 口 良 孝  
越後屋 満

長年にわたり自主的な防災訓練の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参知を通じ他の模範となって本市地域防災の向上に貢献した。

上小友町内会自主防災隊  
手形山第一町内会自主防災隊

#### 秋田市告示第159号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、自転車等放置規制区域を変更したので、同条例第 8 条第 5 項の規定により告示する。

平成20年 7 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の区域

別紙図面（省略）のとおり

2 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の効力の発生年月日

平成20年 8 月 2 日

#### 秋田市告示第160号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 7 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年 7 月 1 日から平成20年 7 月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年 8 月 8 日から平成21年 2 月 8 日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の

- 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第10号

平成20年7月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年7月22日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 平成21年度使用秋田市立小学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成21年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 平成21年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第32号

平成20年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成20年7月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

#### 第1選挙区

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 秋田市飯島飯田一丁目4番20号   | 藤 田 正 義 |
| 秋田市上新城中字家ノ後200番地  | 小 林 吉 一 |
| 秋田市下新城岩城字金光畑350番地 | 須 磨 良 郎 |
| 秋田市金足小泉字上前3番地     | 佐々木 吉 秋 |
| 秋田市寺内児桜一丁目5番19号   | 古 井 金 壽 |

#### 第2選挙区

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 秋田市外旭川字堂ノ前108番地   | 加賀屋 金 雄 |
| 秋田市檜山大元町7番1号      | 小 場 興志雄 |
| 秋田市太平山谷字地主42番地    | 鈴 木 久 光 |
| 秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地 | 川 村 一 郎 |
| 秋田市上北手荒巻字前田227番地  | 鈴 木 尚 一 |

#### 第3選挙区

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地    | 嵯 峨 重 美 |
| 秋田市下浜羽川字古堂69番地の1   | 大 友 隆 俊 |
| 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地 | 鈴 木 万喜夫 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 秋田市仁井田本町六丁目8番68号 | 熊 谷 清 勝 |
| 秋田市豊岩小山字狐森52番地   | 近 藤 隆   |

第4選挙区

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 秋田市河辺諸井字大部264番地   | 田 近 金 一 |
| 秋田市河辺赤平字中村54番地    | 菅 原 正 人 |
| 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1 | 石 塚 隆   |
| 秋田市河辺岩見字鶴養6番地     | 佐 藤 金 正 |
| 秋田市河辺畑谷字中村6番地     | 稲 垣 靖   |

第5選挙区

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 秋田市雄和新波字樋口25番地    | 佐々木 了   |
| 秋田市雄和平沢字金沢77番地10  | 齊 藤 信 勝 |
| 秋田市雄和女米木字宝生口184番地 | 安 藤 悦 朗 |
| 秋田市雄和繁字上田面32番地    | 齊 藤 善 彦 |
| 秋田市雄和田草川字大沢口15番地1 | 鈴 木 昇   |

### 秋市選管告示第33号

平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成20年7月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

| 期 日 前<br>投 票 所 名 | 所在地               | 設置する期間                       |
|------------------|-------------------|------------------------------|
| 秋 田 市<br>選挙管理委員会 | 秋田市山王一<br>丁目2番34号 | 平成20年7月23日から<br>平成20年7月30日まで |

### 秋市選管告示第34号

平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成20年7月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

| 職 名            | 住 所                | 氏 名     | 職 務 を<br>行うべき日   |
|----------------|--------------------|---------|------------------|
| 期日前投票管理者       | 秋田市土崎港北<br>七丁目1番8号 | 銭 谷 茂   | 平成20年7<br>月23日から |
| 同 職 務<br>代 理 者 | 秋田市土崎港北<br>五丁目6番9号 | 宇佐美 林 藏 | 平成20年7<br>月30日まで |

### 秋市選管告示第35号

平成20年7月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定

に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

| 投 票 区              | 投票所     | 住 所              |
|--------------------|---------|------------------|
| 秋 田 市<br>第 1 投 票 区 | 秋田市土崎支所 | 秋田市土崎港西三丁目10番25号 |
| 秋 田 市<br>第 2 投 票 区 | 秋田市新屋支所 | 秋田市新屋扇町12番35号    |

#### 秋市選管告示第36号

平成20年 7 月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙につき、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり投票所の開閉時刻を繰り上げおよび繰り下げたので、同施行令第6条第3項の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 繰り上げおよび繰り下げた時間  
投票所を開く時刻の繰り下げ 1 時間  
投票所を閉じる時刻の繰り上げ 6 時間
- 開閉時刻  
投票所を開く時刻 午前 8 時  
投票所を閉じる時刻 午後 2 時

#### 秋市選管告示第37号

平成20年 7 月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第25条の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

| 投票区                       | 職名             | 住 所             | 氏 名     |
|---------------------------|----------------|-----------------|---------|
| 第1投票区<br>秋 田 市<br>土 崎 支 所 | 投 票<br>管 理 者   | 秋田市土崎港北七丁目1番8号  | 錢 谷 茂   |
|                           | 同 職 務<br>代 理 者 | 秋田市土崎港北五丁目6番9号  | 宇佐美 林 藏 |
| 第2投票区<br>秋 田 市<br>新 屋 支 所 | 投 票<br>管 理 者   | 秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地 | 伊 藤 正 弘 |
|                           | 同 職 務<br>代 理 者 | 秋田市浜田字元中村134番地  | 大 門 優   |

#### 秋市選管告示第38号

平成20年 7 月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所および日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 場 所  
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市役所分館大会議室
- 日 時  
平成20年 7 月31日 午後 3 時30分から

#### 秋市選管告示第39号

平成20年 7 月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第68条の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

| 職名         | 住 所            | 氏 名     |
|------------|----------------|---------|
| 開 票<br>管理者 | 秋田市土崎港北七丁目1番8号 | 錢 谷 茂   |
| 同職務<br>代理者 | 秋田市土崎港北五丁目6番9号 | 宇佐美 林 藏 |

#### 秋市選管告示第40号

平成20年 7 月31日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 場 所  
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 日 時  
平成20年 7 月29日 午前 9 時から

## 農 委 告 示

#### 秋田市農委告示第9号

平成20年 7 月11日午後 2 時 秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年 7 月 4 日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 案 件 秋田市豊岩小山字狐森23番地の1 佐々木好男の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外 7 件

#### 秋田市農委告示第10号

平成20年 7 月22日開催の秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。

平成20年 7 月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 会長

- (1) 住所 秋田市金足小泉字上前 3 番地
- (2) 氏名 佐々木 吉 秋
- 2 会長の職務を代理する者
- (1) 住所 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地 1
- (2) 氏名 石 塚 隆

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第49号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

| 指定工事事業者             | 代表者  | 所 在 地            |
|---------------------|------|------------------|
| ティーエルシー東北株式会社秋田エルシー | 高橋 力 | 秋田市八橋字下八橋191番地11 |

2 指定年月日

平成20年 7 月 3 日

秋田市上下水道局告示第50号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

| 指定工事事業者   | 代表者   | 所 在 地                  |
|-----------|-------|------------------------|
| 有限会社成金金物店 | 成田 弘子 | 秋田県能代市二ツ井町字下野家後32番地の 3 |

2 指定年月日

平成20年 7 月 8 日

秋田市上下水道局告示第51号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

| 指定工事業者    | 代表者   | 所 在 地                  |
|-----------|-------|------------------------|
| 有限会社成金金物店 | 成田 弘子 | 秋田県能代市二ツ井町字下野家後32番地の 3 |

2 指定年月日

平成20年 7 月 8 日

秋田市上下水道局告示第52号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者    | 代表者   | 所 在 地            |
|-----------|-------|------------------|
| 有限会社日設工業所 | 近藤 新助 | 秋田市添川字境内川原72番地26 |

2 指定期間

平成20年 7 月15日から平成23年 7 月14日まで

秋田市上下水道局告示第53号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者                 | 代表者   | 所 在 地           |
|------------------------|-------|-----------------|
| 有 限 会 社<br>天 野 管 工 事 店 | 天野亀美広 | 男鹿市脇本脇本字稲荷下10番地 |

2 指定期間

平成20年 7 月15日から平成23年 7 月14日まで

秋田市上下水道局告示第54号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者        | 代表者  | 所 在 地           |
|---------------|------|-----------------|
| 株 式 会 社 岡 精 組 | 岡部 茂 | 秋田市河辺戸島字ヲソノ11番地 |

2 指定年月日

平成20年 7 月16日

秋田市上下水道局告示第55号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

| 指定工事業者    | 代表者   | 所 在 地              |
|-----------|-------|--------------------|
| 有限会社 船貞工業 | 船木 光昭 | 秋田県潟上市天王字持谷地22番地 2 |

- 2 指定年月日  
平成20年 7 月23日

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

| 業 務 名                                | 履 行 場 所                                              | 期 間                     | 入札参加要件                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(小学校【1】) | 日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下浜小学校、大住小学校        | 平成20年 7 月24日<br>～10月10日 | ①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。<br>②石油ストーブの分解整備および点検業務の実績がある者であること。<br>③消防庁の外郭団体である(財)日本石油燃焼器機保守協会が認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍していること。<br>④租税に滞納がないこと。 |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(小学校【2】) | 明德小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、牛島小学校、川尻小学校、泉小学校             |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(小学校【3】) | 旭川小学校、広面小学校、太平小学校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、桜小学校             |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(小学校【4】) | 港北小学校、外旭川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足東小学校、金足西小学校、八橋小学校 |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(小学校【5】) | 岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校        |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(中学校【1】) | 土崎中学校、外旭川中学校、秋田北中学校、泉中学校、将軍野中学校                      |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(中学校【2】) | 秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、御野場中学校、雄和中中学校               |                         |                                                                                                                                                                   |
| 秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検<br>(中学校【3】) | 秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校、城南中学校、岩見三内中学校             |                         |                                                                                                                                                                   |

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 7 月22日(火) 午前 9 時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 7 月23日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加

算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

#### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 7 月10日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1 (省略))

イ 営業経歴書(様式 2 (省略))

ウ 石油ストーブ分解整備および点検業務実績調書(様式 3

(省略))

## エ 納税証明書

- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
- ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
- ・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成19年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税証明書

## オ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)

## カ 「石油機器技術管理士」の資格証の写し

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカの申込書等は、各1部でよいものとする。

## (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成20年 7 月 1 日(火)から平成20年 7 月10日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

## イ 受付場所

秋田市教育委員会総務課 企画経理担当

## ウ 申込用紙

秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 7 月15日(火)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年 7 月 1 日(火)から平成20年 7 月10日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当  
電話 018-826-9023

## 秋田市公告

高速インターネットアクセス網整備促進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条第3項の規定および高速インター

ネットアクセス網整備促進事業費補助公募要領(以下「要領」という。)に基づき、補助金を交付する電気通信事業者を公募により選定するので、次のとおり公告する。

平成20年 7 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 事業内容

高速でかつ安定的なインターネットアクセスサービスの提供を受けていない地域において当該サービスを提供するための事業を行う電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者に対して補助金を交付することにより、当該地域の通信基盤の整備促進を図る。

## 2 対象地区

事業の対象とする地区は、次のとおりとする。

| 地区名称    | 地 区 字 名 等                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 上新城地区   | NTT 上新城収容局管内<br>下新城岩城、上新城五十丁、上新城小又、上新城石名坂、上新城中、上新城湯ノ里、上新城道川、上新城白山、上新城保多野 |
| 山内・藤倉地区 | NTT 藤倉収容局管内<br>山内、仁別、添川字長田、添川字鶴木台                                        |

## 3 補助対象のインターネットシステム

事業の対象とする地区に整備するインターネットシステムは、東日本電信電話株式会社が提供するフレッツ ADSL モアⅡ又はそれと同等以上の通信速度およびサービス品質とする。

## 4 補助対象経費

補助対象経費は、整備するインターネットシステムの送受信装置および附帯施設の設置ならびに局舎の改修に必要な費用の合計した額とする。

## 5 サービス開始提供の期限

事業の対象とする地区に整備したインターネットシステムのサービスの提供は、平成21年 3 月31日までに開始するものとする。

## 6 補助金および補助対象経費の上限額

事業の対象とする地区の補助金の上限額は、次のとおりとする。

| 地区名称    | 補助金の上限額    | 補助対象経費の上限額 |
|---------|------------|------------|
| 上新城地区   | 1,540,000円 | 2,310,000円 |
| 山内・藤倉地区 | 1,442,000円 | 2,163,000円 |

## 7 参加資格

参加資格は、第1条に規定する電気通信事業者とする。

## 8 応募手続

要領に定める様式により、平成20年 7 月10日まで申請するものとする。

## 9 要綱および要領の閲覧

## (1) 閲覧期間

平成20年 7 月 1 日から同月10日までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

## (2) 閲覧の場所

ア 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市企画調整部情報統計課(秋田市役所消防庁舎 5 階)

イ 要綱および要領は、秋田市ホームページにも掲載する。

## 10 質問受付

公告に定めた事項に質問がある場合には、ファクシミリ、電

子メール又は持参により、平成20年 7 月 7 日までに秋田市企画調整部情報統計課に提出するものとする。

#### 11 応募および質問先

秋田市企画調整部情報統計課

住所：〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話：018-866-2013 ファクシミリ：018-866-2403

電子メール：ro-plif@city.akita.akita.jp

#### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物品は下記のとおりである。

| 物品番号・物品名        | 納 入 場 所                          | 契 約 期 限                        | 仕様書および納入期限                        |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| ・病院 第3号<br>A 重油 | 秋田市川元松丘町4番30号<br>市立秋田総合病院西側地下タンク | 平成20年 7 月24日から<br>平成21年 3 月31日 | 詳細は別紙仕様書（省略）による。<br>（1リットル当たりの単価） |

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿又は市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されていること。

ただし、石油商業協同組合として入札参加する場合は、その組合員は参加できない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 7 月23日(水) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川元松丘町4-30

市立秋田総合病院 2階 ナースセンター

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 7 月24日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

#### 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 7 月10日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受け付け

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 7 月 3 日(木)から平成20年 7 月10日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

市立秋田総合病院 1階 事務局総務課施設担当

ウ 申込書・入札書・委任状等

市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。

その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 7 月17日(木)までに通知する。

#### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 入札に関する問い合わせ先

市立秋田総合病院事務局総務課施設担当

電話 018-823-4171（内線2111）

#### 秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成20年 7 月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧  
(平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで)

| 閲 覧<br>年月日                     | 申 出 者 の 氏 名                          | 利 用 目 的 の 概 要                | 閲 覧 に か か る 住 民 の 範 囲      |                        |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------|
| 平成19年<br>5 月 8 日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | こころの健康（自殺対策）に<br>関する世論調査     | 満20歳以上の男女                  | 仁井田（字大野、字潟中<br>島、字小中島） |
| 平成19年<br>5 月 9 日               | N H K 秋田放送局<br>放送部長 村益 健太            | 6 月全国個人視聴率調査                 | 明治から平成12年生まれ<br>の男女        | 八橋、泉、大町、高陽等            |
| 平成19年<br>5 月 9 日               | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 生活意識に関するアンケート<br>調査          | 20歳以上の男女                   | 榎山南中町、榎山登町             |
| 平成19年<br>5 月22日<br>23日<br>24日  | (株)サーベイリサーチセンター東<br>北事務所<br>所長 岩崎 雅宏 | 平成19年度県民意識調査                 | 満20歳以上の男女                  | 市内全域                   |
| 平成19年<br>6 月 5 日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 人権擁護に関する意識調査                 | 満20歳以上の男女                  | 新藤田                    |
| 平成19年<br>6 月21日                | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 国民意識に関する世論調査                 | 満20歳以上の男女                  | 仁井田本町                  |
| 平成19年<br>7 月 3 日<br>4 日<br>5 日 | (株)北都情報システムズ<br>代表取締役 佐々木 攻          | 男女の意識と生活実態調査                 | 20歳以上の男女                   | 市内全域                   |
| 平成19年<br>7 月 6 日               | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 生活意識に関するアンケート<br>調査          | 20歳以上の男女                   | 山王一丁目、二丁目              |
| 平成19年<br>7 月12日                | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 男女共同参画社会に関する世<br>論調査         | 満20歳以上の男女                  | 飯島鼠田四丁目                |
| 平成19年<br>7 月18日<br>19日         | (株)サーベイリサーチセンター東<br>北事務所<br>所長 岩崎 雅宏 | 水と緑の森づくり税の創設に<br>関する県民アンケート  | 満20歳以上の男女                  | 市内全域                   |
| 平成19年<br>7 月20日                | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 地球温暖化対策に関する世論<br>調査          | 20歳以上の男女                   | 大町一丁目、二丁目              |
| 平成19年<br>7 月25日                | 毎日新聞東京本社<br>調査室 室長 福井 明              | 読書世論調査、健康高齢社会・<br>時事世論調査     | 平成 3 年 9 月30日以前に<br>生まれた男女 | 南通宮田                   |
| 平成19年<br>7 月27日                | (株)東北電業会<br>理事長 大和田泰夫                | エネルギー・原子力に関する<br>意識調査        | 成人男女                       | 市内全域                   |
| 平成19年<br>8 月 9 日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 勤労生活に関する調査                   | 20歳以上の男女                   | 高陽青柳町                  |
| 平成19年<br>8 月17日                | (株)アキタネット<br>代表取締役 大久保利彦             | 県の広報活動に関する県民へ<br>のアンケート調査    | 20歳以上の男女                   | 市内全域                   |
| 平成19年<br>8 月22日                | (株)北都情報システムズ<br>代表取締役 佐々木 攻          | 平成19年度県民情報化調査                | 満15歳以上80歳未満の男<br>女         | 市内全域                   |
| 平成19年<br>8 月23日                | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 参院選後・全国有権者調査                 | 20歳以上の男女                   | 河辺赤平                   |
| 平成19年<br>8 月23日                | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | メディアの接触と評価に関す<br>る調査         | 満15歳～69歳の男女                | 広面字屋敷田                 |
| 平成19年<br>8 月24日                | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 飲酒・喫煙・くすりの使用に<br>ついてのアンケート調査 | 15歳以上の男女                   | 山内                     |
| 平成19年<br>8 月30日                | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 電波利用に関する意識調査                 | 18歳以上の男女                   | 八橋本町三丁目                |

|                               |                                      |                                 |                                           |                       |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|
| 平成19年<br>9 月 4 日              | N H K 秋田放送局<br>放送部長 佐藤 英治            | 11月全国個人視聴率調査                    | 明治から平成12年生まれ<br>の男女                       | 八橋、泉、大町、高陽等           |
| 平成19年<br>9 月 4 日              | N H K 秋田放送局<br>放送部長 佐藤 英治            | 余暇とスポーツについての国<br>際比較調査          | 明治から平成 3 年生まれ<br>の男女                      | 泉、高陽等                 |
| 平成19年<br>9 月 5 日              | (株)サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗       | 旅行観光消費動向調査                      | 20歳から79歳までの男女                             | 広面字谷地田等               |
| 平成19年<br>9 月14日               | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 家計の金融行動に関する世論<br>調査             | 満20歳以上の男女                                 | 桜四丁目                  |
| 平成19年<br>10月12日               | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 生活意識に関するアンケート<br>調査             | 満20歳以上の男女                                 | 飯島新町、将軍野、土崎<br>港北     |
| 平成19年<br>10月17日<br>18日<br>19日 | (株)サーベイリサーチセンター<br>大阪事務所<br>所長 岡本 俊哉 | 森、川、湖の環境に関する意<br>識調査            | 20歳以上79歳以下の男女                             | 市内全域                  |
| 平成19年<br>10月23日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 中高生のテレビ・メディア利<br>用実態調査          | 昭和64年 1 月 1 日から平<br>成 6 年12月31日生まれの<br>男女 | 高陽青柳町                 |
| 平成19年<br>10月23日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | インターネット上の安全確保<br>に関する世論調査       | 満20歳以上の男女                                 | 土崎港北一丁目               |
| 平成19年<br>11月 2 日              | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 健康と首の痛みについてのア<br>ンケート           | 満20歳から79歳の男女                              | 添川                    |
| 平成19年<br>11月14日               | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 科学技術と社会に関する世論<br>調査             | 20歳以上の男女                                  | 手形田中                  |
| 平成19年<br>11月22日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 土地問題に関する国民の意識<br>調査             | 満20歳以上の男女                                 | 保戸野千代田町               |
| 平成19年<br>12月 5 日              | (株)日経リサーチ<br>代表取締役社長 園本 雄司           | 平成19年度国民生活選好度調<br>査             | 15歳以上80歳未満の男女                             | 川元開和町                 |
| 平成19年<br>12月 6 日              | (株)日本データ通信協会<br>理事長 白井 太             | 通信利用動向調査                        | 20歳以上の男女                                  | 市内全域                  |
| 平成19年<br>12月12日               | (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博       | 生活意識に関するアンケート<br>調査             | 満20歳以上の男女                                 | 山王中島町                 |
| 平成19年<br>12月18日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 余暇活動とメディア調査                     | 20歳以上の男女                                  | 寺内                    |
| 平成19年<br>12月18日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 犯罪被害実態（暗数）調査                    | 満16歳以上の男女                                 | 手形新栄町、泉北一丁目           |
| 平成19年<br>12月18日               | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 裁判員制度に関する意識調査                   | 20歳から70歳の男女                               | 河辺高岡                  |
| 平成19年<br>12月19日               | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次             | 生活意識に関する調査                      | 20歳以上の男女                                  | 下浜羽川                  |
| 平成20年<br>1 月 8 日              | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造                 | 日本人の国民性に関する意識<br>動向調査           | 20歳から79歳の男女                               | 外旭川字神田                |
| 平成20年<br>1 月11日               | (株)アキタネット<br>代表取締役 大久保利彦             | 平成19年度子育て支援と教育<br>充実に関する県民アンケート | 20歳以上の男女                                  | 市内全域                  |
| 平成20年<br>1 月24日               | (株)ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 木村 武彦          | 2008年全国たばこ喫煙者率調<br>査            | 20歳以上90歳未満の男女                             | 中通、外旭川、八橋田五<br>郎、新屋扇町 |

|                  |                            |                             |                           |              |
|------------------|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------|
| 平成20年<br>1 月29日  | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造       | 環境に関する世論調査                  | 16歳以上の男女                  | 泉            |
| 平成20年<br>1 月31日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 高齢者の健康に関する意識調査              | 55歳以上の男女                  | 千秋中島町        |
| 平成20年<br>1 月31日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 消費動向調査（全国、月次）               | 単身世帯の世帯主                  | 手形字十七流、南通、檜山 |
| 平成20年<br>1 月31日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 社会意識に関する世論調査                | 20歳以上の男女                  | 飯島字坂道端       |
| 平成20年<br>2 月 5 日 | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造       | 放送についての意識調査                 | 16歳以上の男女                  | 広面字堤敷        |
| 平成20年<br>2 月15日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 自殺対策に関する意識調査                | 満20歳以上の男女                 | 高陽青柳町        |
| 平成20年<br>2 月19日  | (株)日経リサーチ<br>代表取締役社長 園本 雄司 | 第34回生活意識に関するアンケート調査         | 20歳以上の男女                  | 大住一丁目、二丁目    |
| 平成20年<br>2 月27日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 終末期医療に関する調査                 | 20歳以上の男女                  | 大住四丁目        |
| 平成20年<br>2 月27日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 社会保障と国民生活に関する意識調査           | 満20歳以上の男女                 | 広面           |
| 平成20年<br>2 月27日  | (株)新情報センター<br>事務局長 平谷 伸次   | 高齢期に備えての意識に関する調査            | 満55歳以上64歳以下の男女            | 八橋三和町        |
| 平成20年<br>3 月 4 日 | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造       | 平成19年度国語に関する世論調査            | 16歳以上の男女                  | 太平目長崎字       |
| 平成20年<br>3 月 4 日 | (株)中央調査社<br>会長 若林 清造       | 衆議院選時全国有権者前後調査              | 20歳以上の男女                  | 河辺岩見         |
| 平成20年<br>3 月18日  | 泉 緑の会<br>会長 富樫 清弘          | 子供の誕生記念として梅の苗木を贈呈するための対象者抽出 | 平成19年1月1日から12月31日までに生まれた者 | 泉小学校区内       |

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧  
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

| 閲 覧<br>年月日                                 | 請 求 を し た 国 又 は<br>地方公共団体の機関の名称 | 請 求 事 由        | 閲覧にかかる住民の範囲                |      |
|--------------------------------------------|---------------------------------|----------------|----------------------------|------|
| 平成19年<br>6 月<br>7 日12日<br>14日18日<br>19日21日 | 秋田市保健総務課長                       | 平成19年度国民生活基礎調査 |                            | 市内全域 |
| 平成19年<br>8 月21日                            | 秋田県知事 寺田 典城<br>学術国際部情報企画課       | 平成19年度県民情報化調査  |                            | 市内全域 |
| 平成19年<br>11月27日<br>28日<br>29日<br>30日       | 自衛隊秋田地方協力本部長                    | 自衛官募集事務上必要のため  | 平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 | 市内全域 |

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の

規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成20年 7 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

ア 名称 東宝不動産株式会社

代表取締役 八 馬 直 佳

イ 住所 東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 2 号

##### (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ユニクロ秋田茨島店

イ 所在地 秋田県秋田市茨島一丁目 4 - 1、4 - 3

##### (3) 小売業を行う主な者の名称および住所

ア 名称 株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

イ 住所 山口県山口市佐山717番地 1

##### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 3 月 8 日

##### (5) 店舗面積の合計

1,477.89㎡

##### (6) 駐車場の収容台数

92台

##### (7) 駐輪場の収容台数

50台

##### (8) 荷さばき施設の面積

159.03㎡

##### (9) 廃棄物等の保管施設の容量

23.91㎡

##### (10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 10時00分

イ 閉店時刻 20時00分

##### (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

9 時30分～20時30分

##### (12) 駐車場の自動車の出入口の数

2 カ所

##### (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

8 時00分～17時00分

#### 2 届出年月日 平成20年 7 月 7 日

#### 3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成20年 7 月 9 日～平成20年11月10日

#### 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

#### 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成20年 7 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 売払物件の表示

|     | 所 在 地           | 地 目 | 地 積       | 最低落札価格      |
|-----|-----------------|-----|-----------|-------------|
| (1) | 秋田市太平中関字川原98番 9 | 宅 地 | 337.17㎡   | 2,697,360円  |
| (2) | 秋田市寺内蛭根三丁目85番88 | 宅 地 | 1,026.72㎡ | 40,658,112円 |
| (3) | 秋田市雄和妙法字糠塚58番 3 | 原 野 | 408.00㎡   | 3,794,400円  |
| (4) | 秋田市雄和妙法字糠塚43番 3 | 宅 地 | 2,815.36㎡ | 16,892,160円 |
| (5) | 秋田市雄和妙法字糠塚43番 4 | 宅 地 | 1,637.27㎡ | 11,460,890円 |

#### 2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### 3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市職員研修棟第 2 研修室（2 階）

(2) 入札 平成20年 7 月29日(火) 午前10時

（入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時55分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

#### 4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課

#### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

#### 6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

#### 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して 7 日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

#### 8 売払物件の案内日時および場所

(1) 秋田市太平中関字川原98番 9

日 時 平成20年 7 月25日(金)

午前10時から午前11時まで

集合場所 現地

(2) 秋田市寺内蛭根三丁目85番88

日 時 平成20年 7 月25日(金)

午前10時から午前11時まで

集合場所 現地

(3) 秋田市雄和妙法字糠塚58番 3

日 時 平成20年 7 月25日(金)

午前10時から午前11時まで

- 集合場所 現地  
 (4) 秋田市雄和妙法字糠塚43番 3  
 日 時 平成20年 7 月25日(金)  
 午前10時から午前11時まで  
 集合場所 現地  
 (5) 秋田市雄和妙法字糠塚43番 4  
 日 時 平成20年 7 月25日(金)  
 午前10時から午前11時まで

集合場所 現地

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

|                   |                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 件 名           | 環境企画課業務用<br>カラーレーザー／ネットワークプリンタ賃貸借                                                                                                                                                        |
| (2) 物 品 名 ・ 数 量   | カラーレーザー／ネットワークプリンタ 1 台                                                                                                                                                                   |
| (3) 仕 様 書         | 別紙のとおり                                                                                                                                                                                   |
| (4) 納 入 場 所       | 秋田市寺内蛭根三丁目24－3<br>秋田市環境部環境企画課内                                                                                                                                                           |
| (5) 賃 貸 借 期 間     | 平成20年 9 月 1 日から平成25年 8 月31日                                                                                                                                                              |
| (6) 納 入 期 限       | 平成20年 8 月31日(日)                                                                                                                                                                          |
| (7) 入 札 参 加 要 件   | ①秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。<br>②上記物品の納入・設置が可能で賃貸借契約を行えること（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。<br>③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。<br>④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 |
| (8) 入 札 参 加 申 込 み |                                                                                                                                                                                          |
| 受 付 期 間           | 平成20年 7 月 9 日(水)から平成20年 7 月16日(水)まで<br>(※土曜、日曜を除く午前 9 時から午後 4 時まで)                                                                                                                       |
| 受 付 場 所           | 秋田市環境部 2 階 環境総務課                                                                                                                                                                         |
| (9) 指 名 通 知 等     | 平成20年 7 月23日(水)に行う。                                                                                                                                                                      |
| (10) 入 札          |                                                                                                                                                                                          |
| 日 時               | 平成20年 8 月 1 日(金) 午後 1 時30分                                                                                                                                                               |
| 場 所               | 秋田市寺内蛭根三丁目24－3<br>秋田市環境部庁舎 2 階 大会議室                                                                                                                                                      |
| 入 札 保 証 金         | 免除                                                                                                                                                                                       |
| (11) 契 約 日        | 平成20年 8 月 7 日(水) (予定)                                                                                                                                                                    |
| (12) 契 約 期 間      | 契約締結日から平成25年 8 月31日                                                                                                                                                                      |

## 2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて  
 ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。  
 ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
 ・賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し  
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを添付すること。  
 イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。  
 ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
 エ 同等品で入札に参加する場合は、あらかじめ「同等品承認書」により承認を得て、平成20年 7 月31日午後 4 時まで入札参加申込み受付場所に提出すること。
- (2) 指名について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。  
 イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 入札について  
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
 ※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。  
 エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

## 3 設計図書等の閲覧および貸出に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は平成20年 7 月 9 日(木)から平成20年 7 月31 日(木)までの土曜、日曜および祝祭日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- (3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

## 4 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 同等品の承認に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境企画課 企画担当  
電話 018-863-6632
- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当  
電話 018-863-6633

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 物件名 介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量 仕様書（省略）のとおりに
- (3) 納入期限 平成20年 7 月31日(木)
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 7 月24日(木) 午前 9 時
- (2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号  
秋田市保健所 中会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

## 3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成25年 7 月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成20年 8 月 1 日から平成25年 7 月31日まで

## 4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市物品入札参加者資格審査要綱第 5 条の規定に基づき、秋田市の物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の

規定による制限を受ける者でないこと。

- (4) 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。

## 5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成20年 7 月18日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））  
イ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し  
※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。  
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

## (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成20年 7 月14日(月)から平成20年 7 月18日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで

## イ 受付場所

秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号  
秋田市保健所保健予防課

## ウ 申込書等

秋田市ホームページから入手すること。

## 6 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 7 月22日(火)に行う。

## 7 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成20年 7 月14日(月)から平成20年 7 月18日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号  
秋田市保健所保健予防課
- (3) 仕様書は、秋田市ホームページにも掲載する。

## 8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市保健所保健予防課庶務担当  
電話 018-883-1172

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成20年 5 月 1 日付け秋田市指令第3691号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成20年 7 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市御所野元町四丁目 1 番14号 バルヴェデール303  
堀 川 喜 史

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市豊岩石田坂字碓 7 番 4、30番 3、31番 1 および142番

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成20年 7 月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12ー 1 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成20年 7 月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市山王新町19番37号

トーケンホーム株式会社

代表取締役 男鹿谷 隆

2 道路位置指定箇所

秋田市南通築地395番 1 および396番 3

3 道路幅員 4.13～4.16メートル

4 道路延長 31.74メートル

5 指定年月日および番号

平成20年 7 月15日 第 2 号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第11条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成20年 8 月18日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成20年 7 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成20年 7 月17日

至 平成20年 8 月18日

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第 3 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年 7 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成20年 7 月18日から同年 8 月 7 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 物件名

秋田市立秋田商業高等学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量

パソコン45台、液晶ディスプレイ68台、プリンタ 6 台、スキャナ 9 台、デジタルカメラ 9 台、デジタルビデオカメラ 2 台、DVD レコーダー一式、書画カメラ 1 台、外付け DVD ドライブ 2 台、ポータブル HDD ドライブ10台、マルチガラススクリーン一式、ネットワーク機器一式、サーバー一式、ソフトウェア等一式（インストール含む。）、パソコンディスク 24台、イス46台、その他

(3) 納入期限 平成20年 8 月31日(日)

(4) 納入場所 秋田市立秋田商業高等学校

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年 8 月 4 日(月) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市新屋勝平台 1 番 1 号

秋田市立秋田商業高等学校

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約締結の日から平成26年 8 月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成20年 9 月 1 日から平成26年 8 月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること（上記物品の納入・設置のできる 1 の業者が、賃貸借契約の可能な 1 の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

- (5) 秋田市指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成20年 7 月28日(月)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- イ 営業経歴書（様式 2（省略））
- ウ 納税証明書
- （ア）消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）
- （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- （ウ）秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可とする。
- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
- ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを添付すること。
- (2) 入札説明書等配付資料受領場所
- 秋田市新屋勝平台 1 番 1 号
- 秋田市立秋田商業高等学校 事務室
- (3) 申込書等の提出
- 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (4) 申込書等の受け付け
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
- 平成20年 7 月18日(金)から平成20年 7 月28日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所
- 秋田市立秋田商業高等学校 事務室
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。
- その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 7 月31日(木)午後に行う。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
- 秋田市立秋田商業高等学校 事務室
- 電話 018-823-4308

**秋田市公告**

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 7 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日**

| 都市公園の名称   | 位 置              | 区域変更の期日         |
|-----------|------------------|-----------------|
| 太平山リゾート公園 | 秋田市仁別字マンタラメ213番地 | 平成20年<br>7 月18日 |

**2 都市公園の区域**

別図（省略）のとおり

**秋田市公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1 項の規定により、御所野ニュータウン北第五地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第 4 項の規定に基づき、公告する。

平成20年 7 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成20年 7 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 届出事項の概要****(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地**

ア 名称 大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

イ 所在地 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

**(2) 大規模小売店舗の名称および所在地**

ア 名称 フレスボ御所野

イ 所在地 秋田県秋田市御所野元町一丁目 1 - 1

**(3) 変更した事項**

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名

（ア）変更前 大和リース株式会社

代表取締役 梶 本 六 夫

（イ）変更後 大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

**(4) 変更年月日 平成20年 4 月 1 日****(5) 変更理由**

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名変更のため

**2 届出年月日 平成20年 7 月24日****3 関係書類の縦覧場所および期間**

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成20年 7 月25日～平成20年11月26日

**4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課****5 意見書に添付する書面に記載すべき事項**

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成20年 7 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所  
ア 名称 東北製鋼株式会社 取締役社長 長 山 讓  
イ 住所 秋田市寺内字大小路207番地の13
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
ア 名称 土崎ショッピングセンター  
イ 所在地 秋田市土崎港南二丁目 3 番41号
- (3) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名  
(変更前) 東北製鋼株式会社  
取締役社長 片 野 十 三  
(変更後) 東北製鋼株式会社  
取締役社長 長 山 讓  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙 1 (省略) のとおり  
(変更後) 別紙 2 (省略) のとおり
- (4) 変更年月日  
ア (3)アについて 平成15年 8 月22日  
イ (3)イについて 平成20年 5 月21日
- (5) 変更理由  
ア (3)アについて 大規模小売店舗を設置する者の代表者の  
氏名変更のため  
イ (3)イについて 小売業者入れ替えのため

## 2 届出年月日 平成20年 7 月24日

## 3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成20年 7 月25日～平成20年11月26日

## 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

## 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成20年 7 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所  
ア 名称 東北製鋼株式会社 取締役社長 長 山 讓  
イ 住所 秋田市寺内字大小路207番地の13
  - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
ア 名称 土崎ショッピングセンター  
イ 所在地 秋田市土崎港南二丁目 3 番41号
  - (3) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 別紙 1 (省略) のとおり  
(変更後) 別紙 2 (省略) のとおり  
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 8 時45分～午後11時15分  
ただし年間 3 日間  
午前 6 時45分～午後11時15分  
(変更後) 午前 7 時45分～午後11時15分  
ただし年間 3 日間  
午前 6 時45分～午後11時15分
  - (4) 変更年月日 平成20年 8 月12日
  - (5) 変更理由 お客様利便のため
- 2 届出年月日 平成20年 7 月24日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
  - (2) 縦覧期間 平成20年 7 月25日～平成20年11月26日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

秋田市総合環境センター余剰電力売却について次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加者を公募します。

平成20年 7 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
記

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
秋田市総合環境センターの余剰電力売却
  - (2) 予定売却電力量等  
仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
契約締結の日から平成24年 3 月31日まで
- 2 入札参加要件
- 本入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第170号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではありません。
- (4) 公告の日から落札決定までの間に秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 一般の電気事業者以外へ、本入札の予定売却電力量と同等以上の供給実績があり、本入札による売却契約の履行が可能であること。

### 3 入札に関する事項

#### (1) 入札参加申込

入札参加希望者は別紙入札説明書に記載する書類を秋田市環境部環境総務課に持参又は書留にて郵送すること。なお、郵送の場合は入札参加申込書の写しを郵送した日に FAX で送付すること。

受付期間 平成20年 8 月 1 日から平成20年 8 月15日（必着）まで

申込先 〒011-0904 秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課

FAX 送付先 018-863-6630

#### (2) 指名通知

審査の結果入札参加要件に適合すると認められた入札参加希望者には、指名通知を郵送するとともに、FAX でその写しを送付します。

通知予定日 平成20年 8 月20日(水)

#### (3) 入札

郵送の場合は入札書（様式4）を書留にて平成20年 8 月21日(木)から平成20年 8 月29日(金)午後1時まで（必着）に送付すること。持参する場合は開札日に開札場所へ持参すること。

#### (4) 開札 平成20年 8 月29日(金) 午後1時30分

秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部 2階 大会議室

#### (5) 入札保証金 免除

### 4 予定価格

仕様書に定める季節別時間帯別単価を基に算出した加重平均価格1キロワット時当たり8.03円

### 5 入札説明書および仕様書の閲覧期間および閲覧場所

- (1) 閲覧期間 平成20年 7 月29日(火)から平成20年 8 月15日(金)までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで。

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

| 修繕番号・修繕名                     | 修 繕 場 所          | 履 行 期 限     | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                              |
|------------------------------|------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第13号<br>仁助橋水管橋電気防食<br>装置設置整備 | 秋田市仁井田字新<br>中島地内 | 平成20年11月28日 | 次の①～③の要件を満たしていること。<br>①秋田市財政部契約課に電気工事で登録していること。<br>②電気防食工事の施工実績があること。<br>③社団法人日本防錆技術協会認定の「防錆管理士」（施設防食科）の資格者を配置できること。<br>（基本的要件については別に記載） |

- (2) 閲覧場所 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部環境総務課

(2)の閲覧場所のほか、秋田市のホームページでも閲覧できます。

（http://www.city.akita.akita.jp/ev/mn/baiden/default.htm）

### 6 その他

- (1) 入札参加申込書および入札書を郵送で送付した場合は、環境総務課に到着次第、その旨を FAX 又は入札参加申込書に記載したアドレスに電子メールで通知します。
- (2) 入札参加希望者は、この公告のほか、別に示す公募型指名競争入札説明書を熟読し、理解したうえで参加すること。
- (3) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課庶務担当

電話 018-863-6633

### 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成20年 7 月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所および氏名  
秋田市八橋南二丁目1番6号  
住広ホーム株式会社  
代表取締役 渡 辺 広 悦
- 道路位置指定箇所  
秋田市檜山南新町上丁22番7
- 道路幅員 5.00～5.12メートル
- 道路延長 34.84メートル
- 指定年月日および番号  
平成20年 7 月30日 第3号

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 電気工事について資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること（「防錆管理士」と兼務可）。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 7 月23日(水) 午後 1 時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号  
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 7 月25日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 7 月15日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））（契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付）
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

| 物品番号 | 物 件 名                 | 納 品 場 所                    | 納入期限         |
|------|-----------------------|----------------------------|--------------|
| 第12号 | 誘導結合プラズマ質量分析計（金属類用）購入 | 秋田市上下水道局<br>水質管理センター機器分析室内 | 平成21年 3 月31日 |

## (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成20年 7 月 4 日(金)から平成20年 7 月15日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

## イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

## ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 7 月18日(金)に通知する。

## 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 7 月 4 日(金)から平成20年 7 月22日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年7月29日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

平成20年7月18日(金)から平成20年7月29日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

#### イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

#### ウ 申込書・入札書・委任状等

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

| 修繕番号・修繕名                                | 修 繕 場 所                             | 履 行 期 限     | 入 札 参 加 要 件                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------|
| 第16号<br>2 群高速沈澱池塗装およびロン<br>ダー蓋取替 (No.4) | 秋田市上下水道局仁井田浄水場<br>(秋田市仁井田字新中島221-2) | 平成20年12月19日 | ・一般塗装工事A級<br>(基本的要件については別に記載) |

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年8月5日(火) 午前10時  
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階 大会議室  
入札保証金 免除

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年8月1日(金)に通知する。

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年7月18日(金)から平成20年8月4日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年7月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

契 約 日 平成20年8月7日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

定する。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 7 月29日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式 1（省略））  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 3（省略））（資格者証の写しを添付）

#### (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

##### ア 受付期間

平成20年 7 月18日(金)から平成20年 7 月29日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

##### イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

##### ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

### 4 指名に関する事項

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                    | 履行場所                | 履 行 期 限      | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|---------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第116号<br>手形山配水池耐震診断<br>業務委託 | 秋田市手形<br>字大松沢地<br>内 | 平成21年 3 月19日 | 次の①～③の要件をすべて満たしていること。<br>①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。<br>②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務上水道および工業用水道部門もしくは下水道部門で登録されていること。<br>③過去に上・下水道施設における耐震診断業務の実績があること。<br>（基本的要件については別に記載） |

#### (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。  
イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。  
ウ 発注業種における資格（仕様書等参照）を有する、管理技術者および技術者を配置できること。

### 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 8 月19日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号  
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 8 月21日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月 1 日(金)に通知する。

### 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 7 月18日(金)から平成20年 8 月 4 日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された申込書等は、返却しない。  
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月 5 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式 1（省略））  
イ 実績調査（別記様式 2（省略））および契約書等の写し  
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 3（様式中

- 「工事」を「業務」と読み替える。(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成20年 7 月25日(金)から平成20年 8 月 5 日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

| 委託番号・委託名                        | 履行場所              | 履行期限         | 入 札 参 加 要 件                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------|-------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第117号<br>水道G L P 認定取得<br>支援業務委託 | 秋田市上下水道局 水質管理センター | 平成22年 3 月31日 | 次の①～③の要件をすべて満たしていること。<br>①東北地方に本社又は支店・営業所等を有していること。<br>②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務上水道および工業用水道部門で登録されていること。<br>③過去に水道水質検査優良試験所規範(水道G L P)の認定取得支援業務を受託し、認定取得の実績を有すること。<br>(基本的要件については別に記載) |

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 発注業種における資格を有する管理技術者を配置できること。

## 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 8 月19日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号  
秋田市上下水道局 3 階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年 8 月21日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月 8 日(金)に通知する。
- 5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成20年 7 月25日(金)から平成20年 8 月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 7 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月 5 日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式 1 (省略))
- イ 実績調査(別記様式 2 (省略))および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式 3 (様式中「工事」を「業務」と読み替える。(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは

受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 7 月25日(金)から平成20年 8 月 5 日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
[http：//www.city.akita.akita.jp/city/ws](http://www.city.akita.akita.jp/city/ws)

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月 8 日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 7 月25日(金)から平成20年 8 月18日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

